

一目でわかる！

インボイス の手引き

実務編





監修：小野谷 雄志

東京税理士会 神田支部
税理士法人MYユニット（税理士法人番号第1524号）
代表社員税理士

税理士法人MYユニットは経営者及びその従業員の全てを幸せにすることを使命とし、『みんなをワクワクさせます』を社訓とする会計事務所です。現状分析から経営計画書を通し、お客様と夢を共有し深く永い関係を築くことで夢を実現いたします。



はじめに

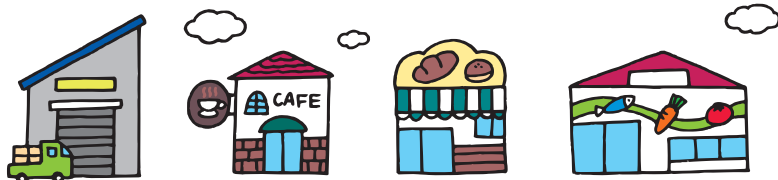
令和元年10月1日に消費税率の引上げとともに消費税軽減税率制度が導入されていますが、令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。軽減税率が導入されたことで、8%と10%の消費税が混在するようになったため、売り手と買い手双方が正確な税額を確認できるように導入される制度です。

事業を営むほとんどの方に関係し、導入する場合には申請・登録をして必要事項を記載した請求書を発行することなどが必要になります。

本冊子では、導入までと導入後の措置が一目でわかるスケジュールやインボイス制度に対する理解を深めるための仕入税額控除についての解説をはじめ、インボイス制度導入に伴う実務を行うための請求書等の作成に関する注意点や確認事項などを、具体的な事例を交えてわかりやすく解説しています。

本冊子をご活用いただき、必要な経理処理等を把握して、滞りなくインボイス制度に対応していただくための一助となれば幸いです。

また、実務編となる本冊子に先立ち、基本的な事項をまとめた冊子も作成していますので、併せてご活用ください。



2022年11月現在の情報をもとに作成しています。

全国の商工会では、インボイス制度はもとより、各種経営に関するご相談に対応しています。インボイス制度に関することはもちろん、各種経営上のお悩みにつきましても、最寄りの商工会へご相談ください。

最寄りの商工会は右の二次元コードにアクセスし商工会名で検索をお願いします。地域を選択してお近くの商工会を探すこともできます。

https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754



CONTENTS

一目でわかる導入スケジュール	4
登録申請の流れ	6

1章 インボイスの基本を抑えよう

1-1 インボイスとインボイス制度	8
1-2 仕入税額控除のおさらい	10
Column 免税事業者が登録する場合	12
Column 免税事業者がインボイス登録事業者となり簡易課税を選択する場合	14

2章 インボイスの実務を確認しよう

2-1 インボイスの記載事項を確認	16
2-2 消費税の端数処理は税率ごとに1回のみ	20
2-3 返品や値引きなどには適格返還請求書が必要	22
2-4 一括値引きをした場合、按分計算で対処できる	24
Column インボイスに屋号の記載OK! 公表には届出を	26

3章 経理上の注意事項を確認しよう

3-1 インボイスの交付や保存が免除されることはありますか?	28
3-2 社員の出張旅費、宿泊費、通勤手当など、 インボイスを受け取れないときはどのように対処すればよいですか?	30
Column インボイス制度の帳簿記載と保存	31
3-3 口座振替や振込による事務所賃貸料の決済なども仕入税額控除できますか?	32
3-4 取引先に経費を立替払いしてもらったら、どのように対処すればよいですか?	33
3-5 請求期間がインボイス登録日をまたぐ場合、どのように発行すればよいですか?	34
3-6 免税事業者からの課税仕入れにはどのように対処すればよいですか?	36
3-7 インボイスの保存方法を確認したいのですが?	38
Column インボイス制度と電子帳簿保存法	40

4章 こんなときどうする？

〔委託販売、受託販売〕

- 4-1 商品を委託販売しているのですが、インボイスはどうすればよいですか？…………… 42
- 4-2 商品を受託販売していますが、同時に自身の商品も販売する場合は
区別して発行するのでしょうか？…………… 43
- Column 取得した家事共用資産の消費税額は事業用部分を按分して計算…………… 44

〔中古品の取扱い〕

- 4-3 中古車販売業をしているのですが、
消費者からの仕入れも仕入税額控除できますか？…………… 45

〔JV（企業共同体）を組成する場合〕

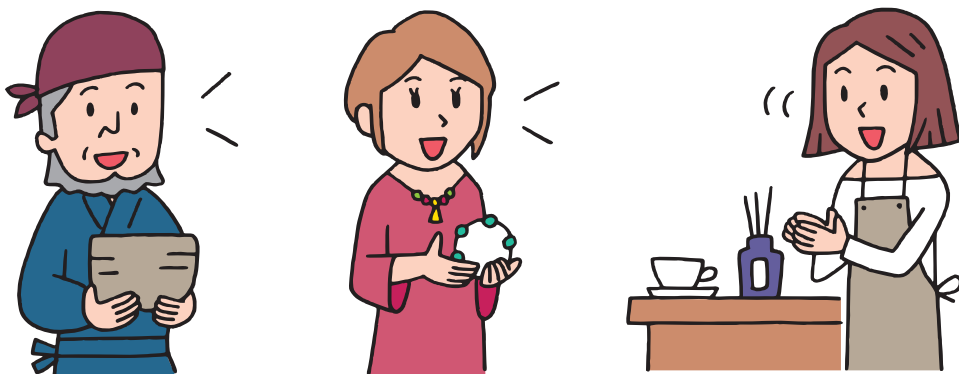
- 4-4 JVを組成して建設工事を行う場合、インボイスは各社が発行しますか？…………… 46

〔外貨建取引〕

- 4-5 外貨建の取引ではどのように記載すればよいですか？…………… 48
- Column 独占禁止法上、問題となる行為の例…………… 50

インボイス導入に関する補助制度を活用しよう…………… 52

お問い合わせ先一覧…………… 53



一目でわかる導入スケジュール

インボイス登録とその後のスケジュールを確認しよう

インボイス制度を導入するには、税務署に申請して登録事業者になる必要があります。登録申請の流れおよび、制度スタート後の免税事業者等との取引の経過措置期間について確認しておきましょう。

＼制度スタート！／

令和3年
10月1日

令和5年
3月31日

令和5年
10月1日

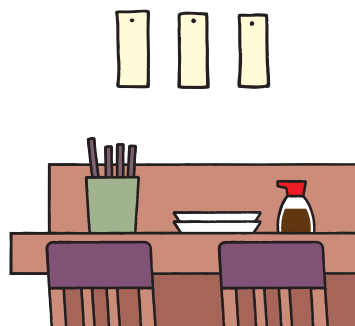
区分記載請求書保存方式

登録は
始まっています。

制度開始時から導入するには、令和5年3月31日までに申請を終える必要があります。

※事情により申請が困難な場合には、令和5年9月30日まで登録が猶予されます。

80%





令和8年
10月1日

令和11年
10月1日

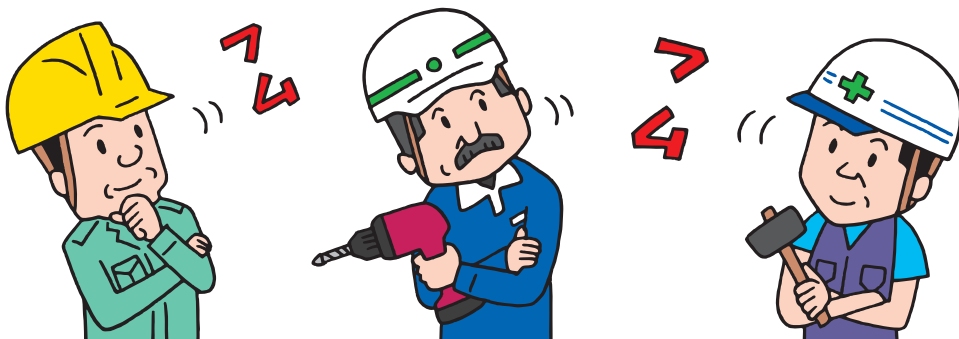
適格請求書等（インボイス）保存方式

免税事業者等からの仕入税額控除に係る経過措置期間

控除可能

50%控除可能

控除不可



登録申請の流れ

STEP 1

登録申請書を作成

申請書は税務署で入手するか、国税庁のサイトからダウンロードすることができます。



STEP 2

e-Taxか郵送で税務署へ書類を提出

e-Taxによる登録申請の場合は、事前に電子証明書（マイナンバーカード等）と利用者識別番号等（e-Taxでの取得も可能）を準備してください。

郵送で申請する場合は、所轄税務署ではなくインボイス登録センターへ郵送します。



STEP 3

税務署で審査



STEP 4

登録通知書の交付



インボイス登録番号は「T」＋「13桁の数字」です。法人番号を持っている課税事業者は、T＋法人番号。それ以外の課税事業者（個人事業者や人格のない社団など）の13桁の数字にはマイナンバーの数字は使用せず、法人番号とも重ならない事業者ごとの番号が割り振られます。一度決まった登録番号を変更することはできません。

STEP 5

国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに登録番号が掲載される

個人事業者で適格請求書発行事業者公表サイトへ屋号の公表を希望する場合は、「適格請求書発行事業者の公表（変更）申出書」を提出する必要があります。※26ページ参照

